

四日市市幼児教育センター処務規程を次のように定める。

令和5年3月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市訓令第2号

四日市市幼児教育センター処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市市幼児教育センター（以下「センター」という。）の処務について必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 センターは、こども未来部保育幼稚園課の所管とする。

(職員)

第3条 センターに所長その他職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要な場合は、副所長を置くことができる。

(職務)

第4条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代行する。

(分掌事務)

第5条 センターの分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) センターの運営及び維持管理に関すること。
- (2) センターの利用に関すること。
- (3) センターの庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、センターの事業に関すること。

(専決)

第6条 所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 職員の休暇及び欠勤に関すること。
- (2) 職員の時間外勤務命令、休日勤務命令並びに勤務時間等の振替及び変更に関すること。

- (3) 職員の市内及び市外出張命令並びに復命に関する事。
- (4) 各種研修会の開催に関する事。
- (5) センターの専用使用許可に関する事。
- (6) 定例の報告等に関する事。
- (7) 前各号に準ずる軽易な事務に関する事。

(処務)

第7条 センターの処務及び職員の服務については、この規程に定めるもののほか、四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市規程第4号）及び四日市市職員服務規程（昭和62年四日市市訓令第8号）によるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)